

(別表)

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
平成22年度 豪雪災害対 策資金	平成22年12月31日から平成23年1月の降雪による被害を受けた農業者(きのご類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(被害を原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 家畜の購入に要する資金 エ 農地等の復旧に要する資金 オ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、飼料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.5%とする(県信連 [※] 及び農協による1.0%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成23年2月1日から平成23年3月31日の融資認定分まで	島根県信用農業協同組合連合会 [※] 及び島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合
平成26年度 雪害対策資 金	平成26年12月の積雪による被害を受けた農業者(きのご類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ (2)に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(被害を原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.8%とする	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成27年1月5日から平成27年9月30日の融資認定分まで	島根県信用農業協同組合連合会 [※] 及び島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合

※ 島根県信用農業協同組合連合会は、平成27年11月1日に島根県農業協同組合に事業承継

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
平成27年度 雪害対策資 金	平成28年1月18日から同月25日までの風雪及び低温による被害を受けた農業者(きこの類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(雪害の原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.3%とする(農協による0.3%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成28年2月15日から平成29年2月28日の融資認定分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合
平成28年度 雪害対策資 金	平成29年1月22日から同月24日までの大雪による被害を受けた農業者(きこの類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(雪害の原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.15%とする(農協による0.15%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成29年2月7日から平成30年2月28日の融資認定分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
平成29年度 雪害対策資金	平成30年1月10日から2月13日までの大雪による被害を受けた農業者(きのこ類の栽培業者を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(雪害の原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.15%とする(農協による0.15%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成30年2月19日から平成31年2月28日の融資認定分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合
平成30年7月 豪雨農業被害対策資金	平成30年7月に発生した豪雨によって被害を受けた農業者(きのこ類の栽培業者を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(豪雨被害の原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.15%とする(農協による0.15%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	平成30年7月24日から平成31年3月29日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く農業協同組合

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金	令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、販売額の減少、販売価格の下落等によって、経済的影響を受けた農業者	運転資金 一 種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 年間販売額の減少額又は減少見込額。ただし、1,200万円を限度とする。	運転資金 16年以内 (4年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.10% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和2年3月17日から令和3年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合
令和2年度大雪農業被害対策資金	令和2年12月30日から令和3年1月3日まで、及び令和3年1月7日から同11日までの大雪・暴風によって被害を受けた農業者(きのご類の栽培業を営む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業租収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るに必要な次の資金(大雪・暴風被害を原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.10%とする(JALまねによる0.10%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和3年3月25日から令和4年2月28日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、販売額の減少、販売価格の下落等によって、経済的影響を受けた農業者	運転資金 一 種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 前年又は前々年と比較した年間販売額の減少額または見込額。ただし、1,200万円を限度とする。また、令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金の利用者は、当該資金の利用時に、販売額の減少額又は減少見込額の積算対象期間とした期間以降における販売額の減少額または減少見込額とする。	運転資金 15年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.10% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和3年4月1日から令和4年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
令和3年度大雨・台風農業被害対策資金	令和3年7月6日から大雨、台風9号、令和3年8月12日からの大雨によって被害を受けた農業者(きのこ類の栽培業者を含む者を含む。以下同じ。)及び農業者の組織する団体(その構成員を含む。)であって、次の要件を満たすものとする。 (1)個人及び法人 ア 農業所得が総所得の過半(法人の場合は農業の売上高が総売上高の過半)を占めている、又は農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)である農業者 イ 次号に規定する団体の構成員 (2)団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(大雨被害の原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.15%とする(JALまねによる0.15%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和3年8月2日から令和4年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合
令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金	新型コロナウイルス感染症やコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者	運転資金 種苗費、肥料費、農薬費、畜畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 【新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等、いずれか一方のみの影響を受けている場合】 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,200万円 【新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等、双方の影響を受けている場合】 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の18/12又は粗収益の18/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,800万円 ただし、新型コロナウイルス感染症および原油価格・物価高騰等の農業経営への年間の影響額又は影響見込み額を対象とする。 なお、令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金、令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金又は令和4年度新型コロナウイルス感染症対策資金の利用者は、既に融資限度額の積算対象期間とした期間における販売額の減少額又は減少見込み額を、同期間の影響額又は影響見込み額から差し引くこととする。	運転資金 15年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.10% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和4年6月22日から令和5年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
令和5年1月大雪農業被害対策資金	令和5年1月24日から28日にかけての大雪によって被害を受けた次のもの。 ① 農業者 ただし、自給的農家(経営面積30a未満かつ販売金額50万円未満の農家)を除く ② 農業者が組織する団体 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない任意団体であって、代表者、代表権の範囲、団体の目的、構成員の資格等を定めた規約を有しているもの	農業経営の再建を図るのに必要な次の資金(大雪被害を原因とするものに限る) (1)施設等資金 ア 果樹棚、農機具その他の農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金 イ 果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金 ウ 農地等の復旧に要する資金 エ 施設の撤去に要する資金 (2)運転資金 農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設・機械等の修繕費	(1)施設等資金 ① 個人:1,500万円 ② 法人・団体:3,000万円 (2)運転資金 ① 個人:160万円(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(500万円を限度とする。)とする。) ② 法人・団体:160万円×構成員数(ただし、農業経営の規模等から限度額の引上げが必要と認められる場合にあつては、年間経営費の12分の3に相当する額(1,000万円を限度とする。)とする。)	(1)施設等資金 15年以内 (3年以内) (2)運転資金 10年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	取扱金融機関から農業者への融資は年0.40%とする(JAしまねによる0.40%の支援後の利率)	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和5年3月3日から令和6年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合

資金名称	融資対象者	資金使途	融資限度額等	償還期間 (うち据置期間)	融資割合等	融資利率	償還方法	取扱期間	取扱金 融機関
令和5年度新型コロナウイルス感染症やコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金	新型コロナウイルス感染症やコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者	運転資金 種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 【新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等、いずれか一方のみの影響を受けている場合】 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,200万円 【新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等、双方の影響を受けている場合】 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の18/12又は粗収益の18/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,800万円 ただし、新型コロナウイルス感染症および原油価格・物価高騰等の農業経営への年間の影響額又は影響見込み額を対象とする。 なお、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金」又は「令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金」の融資限度額又は融資対象額の算定期間とした期間については、本資金の融資対象額の算定期間から除くものとする。	運転資金 15年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.10% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和5年4月1日から令和6年3月31日の融資実行分まで	島根県の区域内に主たる事務所を置く貯金を取扱う農業協同組合
令和6年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金	エネルギー価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者	運転資金 種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,200万円 ただし、融資対象額は、エネルギー価格・物価高騰等の農業経営への年間の影響額又は影響見込み額とする。 なお、「令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金」及び「令和5年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金」の融資対象額の算定期間とした期間については、本資金の融資対象額の算定期間から除くものとする。	運転資金 15年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.30% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和6年4月1日から令和7年3月31日の融資実行分まで	島根県農業協同組合
令和7年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金	エネルギー価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者	運転資金 種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など、農業経営の維持に必要な運転資金	運転資金 ① 簿記記帳の場合:年間経営費の12/12又は粗収益の12/12のいずれか低い額 ② ①以外の場合:1,200万円 ただし、融資対象額は、エネルギー価格・物価高騰等の農業経営への年間の影響額又は影響見込み額とする。 なお、「令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金」、「令和5年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金」及び「令和6年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金」の融資対象額の算定期間とした期間については、本資金の融資対象額の算定期間から除くものとする。	運転資金 15年以内 (3年以内)	① 融資割合は、100/100以内とする ② 融資の単位は万円とする	年0.30% ただし、JALまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする。	① 元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回の償還金に加算する ② 償還額の単位は千円とする	令和7年4月1日から令和8年3月31日の融資実行分まで	島根県農業協同組合